# 

**学** 2018年 **/** 

個

第 39 回

理事会の焦点

新年度に向け、様々な改革がはじまる

開催日時|3月15日(木) 午後1時

日個連会館

| ①会員の処分等に関する規則一部改定 (案)承認の件 ②運転免許返納者割引導入の件

秋田会長から、現在の業界を取り巻く

した。 情勢について、以下のような話がありま

> 2・5リットル以下に拡大するものです を現状の排気量2・0リットル以下

これが決まると、東京の個人タクシー業

**パブリックコメントについて** 

更となり、今まで普通車だったものと合 界では8千台強が大型車から普通車に変

わせて1万台強となります。

らないというものです。 回、定期に健康診断を受診しなければな らに、深夜業(午後10時から午前5時ま リックコメントの募集が2つ出ていま 以上) 従事する者は6ヶ月以内ごとに1 での間における業務)に (1ヶ月に4回 1年以内ごとに1回、定期に健康診断 衛生規則が個人タクシーにも徹底され、 確化することとし、これに伴い労働安全 務員」に個人事業主が含まれることを明 を健康診断により把握すること」の「乗 釈及び運用において、「乗務員の健康状態 す。まず国土交通省から、運輸規則の解 (1項目)を受診しなければならない、さ 現在、私たちの業界に関係するパブ

優良運転者表彰について

新規参入者を含め条件を満たしている人 とが可能になります(詳細は4面参照)。 の受賞後は優良タクシー乗り場に入るこ 者表彰に推薦をしていただければ、11月 セン理事会で一部改正が決定しました。 の一部見直しについて、3月5日のタク は、4~5月の間にタクセンの優良運転 要望を出していたタクセンの表彰規程

について 羽田国際線タクシー待機所

外国人旅客接遇研修」の初級を修了して レーンは、入構資格にタクセンの行う 羽田国際線タクシー待機所のおもてな

運賃制度上の車種区分に関して、普通車

そして、もう一つは関東運輸局から、

定です。これらについ ンの並びも変更の予 出来るなど、待機レー す。ハイヤーレーンが も計画され、来年度着 出ています。また、タクシープー なものの、今後中級に上がるという話が 工予定となっていま て、決まり次第報告さ

可決承認されました。 決議事項は原案通 せていただきます。 その後の審議にて

都内個人タクシー現況(平成30年3月1日現在)

許可事業者数 12.924名(前月比 -55名)

(特別区、武三12,505名 北多摩158名 南多摩261名)

南多摩260名) 集計方法は運輸行政と異なります



一般社団法人東京都個人タクシー協会 教育広報委員会 東京都豊島区南大塚1-2-12 日個連会館5階 (03) 3947-1461 http://www.kojintaxi-tokyo.or.jp/

ルの拡張

平成29年度

## 行政との意見交換会



シー会館会議室において、今回で17回目 長をはじめ、局・各支局の担当者、関東支 た。関東運輸局自動車監査指導部菅谷次 度 行政との意見交換会」が行われまし を迎える全個協関東支部主催 「平成29年 部関係者により、活発な意見交換が行わ 3月9日(金)午後2時より、個人タク

秋田隆支部長 全国個人タクシー協会関東支部

いただき、改めまして厚く御礼申し上げ 日頃から個人タクシー業界をご指導

だいてた車種区分変更についてご検討 いただき、誠にありがとうございます。 で要望ばかり出しているだけでは先 々としましても、毎年の意見交換会の はじめに、これまで要望させていた

状況が少しでも明るいものとなるよう、 るところです。個人タクシーの取り巻く 皆様にご提示できるよう、現在進めてい タクシーが取り組むべきことについて 国個人タクシー協会を中心として個人 今日は宜しくお願い致します。 に進まないこともあると考え、今年は

# 関東運輸局自動車監査指導部

先されるべきことであり、その後に利便 掛けていただきたいと思います。 について今一度厳格な管理と運営に心 くるものです。今後、輸送の安全の確保 性の向上や活性化に向けた取組が出て 状況でした。輸送の安全の確保は最も優 無車検や酒気帯び運転等が散見される という強い自負と自らによる厳格な管 理・運営が求められていますが、昨年は、 個人タクシー事業者は、「優秀適格者」

事業をめぐる状況は依然として厳しい かけ、利用者にもっと乗りたいと思って 的確に対応し、サービスに更なる磨きを にやってくるとされています。タクシー た経済環境に合わせた多様なニーズに ものがあると思っておりますが、こうし り、今後益々多くの外国人観光客が日本 ンピック・パラリンピックの開催によ ると、ラグビーのワールドカップ、オリ ただけるような活性化策を展開して ただくようお願いします。 府経済見通しや観光庁の発表によ

# 所属団体長講習会を実施 違反発生率の高い20団体対象

当協会主催「所属団体長講習会」が開催 されました。 3 月 29 日 (木) 日個連会館において、

した。 徹底を図ることを目的にするもので、 の高い20団体の所属団体長が出席しま る所属団体ごとの指導対象事案発生率 全所属団体の中で、昨年1年間におけ て、不適正営業の撲滅に向けた指導の 発防止策とともに、各所属団体におい 指導員に対する暴力・暴言行為等の再

けられます。これは昨年講習事案を廃止 規制無視が355件ありましたが、平成 29年は215件とかなりの減少が見受 会櫻井委員長より「平成28年は適正運営 講習会冒頭、街頭営業適正化特別委員

> う挨拶がありました。 適正営業撲滅に向けた指導の徹底を請 ます。よろしくお願いします」という不 件でも減らしていきたいと考えており 処分事案としたことが効果を発揮した し、2回目で会員団体へ処分要請をする き続き同規程で実施させていただき、1 ものと認識しております。平成30年も引

業の実態と問題解決についての講習が 禁止地区乗り場問題を中心に不適正営 講義が行われ、資料に基づき、銀座乗車 向けた指導について」というテーマでの ら駒井指導部指導第二課長、玉田施設管 行われました。 理課長をお招きし、「不適正営業根絶 講習会では、東京タクシーセンターか



乗車禁止地区の規制について講習する駒井課長



適正な乗り場運営について講習する玉田課長



# 接客マナーコンテスト (準本選会)

を勝ち抜いた14名の事業者がエントリーし、7名 議室において当協会主催の「接客マナーコンテス 2月28日 (水)午後1時より、日個連会館地下会 (準本選会)が開催されました。各団体の予選会

が関東支部本選会の東京代表に選ばれました。

弱者に対する安全でより安心感を与 えるおもてなしの所作・動作を競い合い 分30秒のロールブレイングを行い、交通 コンテストでは、30秒の自己PRと6

安心していただけるように、自分の方 られたなというのが率直な感想です。 さんが十分に準備をされてきたなと感 の松橋真理子さんから「今回は特に皆 交通弱者の方々だけに限らず、観光客 を聞いて下さい。この言葉はこのような から笑顔で挨拶をした後に ある方で両手が塞がっている場合、まず じ、非常にレベルの高い戦いを繰り広げ 伝いはございますか』とお手伝いの有無 ているお客様です。体にどこか不調が 用しているお客様、つまり両手が塞がっ コンテストの最後に、インストラクター 本日の設定は、荷物を持ち、杖を使 『何かお手

ロールプレイングでの会話や動作は、

心掛けていることや事前の準備が

や子連れの方、ビジネスマンにも通用し

務の中で先手の挨拶、先手の笑顔とと 通りの成果を出せるように、毎日の乗 だと思います。来月の本選会で思った あって、初めて発揮することができるの て下さい」というアドバイスが送られま もに、以上の事柄についても心掛けてみ

て上手く伝えられ

緊張してしまっ 隆さん

木口

違反事項

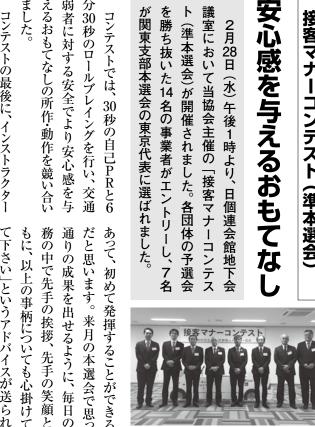
運輸規則第25条

運輸規則第25条

特措法第43条第2項

運送法第25条

都営協·干住協組



思います。

秋田会長と東京代表に選ばれた7名

ロールプレイングがマニュアル通りになっ 結果に繋がったと思います。まだまだ

てしまっているので、お客様の気持ち

違反概要

に添えるようなものにしていきたいと

運転者の制限違反

乗禁地区営業

処分事案(加重)

乗務記録の記録事項の不備

することで、

てもらい、

練習を積んで準本

選

体的には自分のいつも行っているサービ 通りにできるように心掛けました。 ない部分もありましたが、通常の営業

処分内容

文書警告

80日車

17日車

40日車

警告事案

す。コンテストに参加することで、いつ スを少しは伝えられたのではと思いま

氏名

姜振華

澤本守孝

宮本光弘

-橋隆男

## 東京代表 推薦者名 (敬称略)

長谷部 佐々木宗秀 関 内藤庸俊 福島登士彦 比嘉賢次 精一 豊 (東個協·荒川) (東個協·北 (東個協·武三) (東個協·葛飾第 (東個協·世田谷第三) 東個協·墨東

た。これからの仕事の幅の広がりに繋

■行政処分状況

処分日

2月6日

2月14日

2月27日

2月27日

発生月

を、改めて意識することができまし もは意識していなかった「おもてなし

東個協·荒川支部

京代表

事業者の

隆

都営協·千住

過去のビデオや 豊さん

のアド 1 ンストラクタ バイス、そして家族にも協力し

## 個タク制度の危機

ひき逃げ

一般社団法人 東京都個人タクシー協会

釜石

こ冥福をお祈り申し上げます 博之 邦宏 正人 (都営協·板橋) (東個協・足立第二) (都営協· (都営協·東京北 (東個協·大田第 所属団体 (都営協· (東個協·足立第一) ·友和 ・東陽 75 50 64 74 62 63

> 膵臓癌 膵臓癌

肝細胞癌 心室細動

平成30年1月

■不適正営業集計表 (街頭営業適正化指導規程)

■処分	平成30年2月報告分						
会員	団体名	氏名	発生日	発生場所	対象行為	加重	処分内容
東個協	葛飾第一支部	I·Т	H29.8.25	大田区羽田空港2-6 (羽田空港 国際線優良タクシー乗り場横)	メーター不使用		表示灯使用停止 精算停止
東個協	北支部	N·К	H29.10.21	千代田区皇居外苑1	メーター不使用		表示灯使用停止 精算停止
東個協	杉並支部	Υ·Κ	H29.9.14	新橋駅烏森口周辺	待機禁止無視		表示灯使用停止 精算停止 無線営業停止
東個協	杉並支部	Υ·Κ	H29.10.7	世田谷区大原1-63	事業者乗務証 期限切れ	加重	表示灯使用停止 精算停止 講習1日
都営協	都民同盟協会	н•м	H29.12.13	新橋駅東口バス停向い側	進入禁止無視	加重	表示灯使用停止 換金停止 無線配車止め

※処分事案は会員団体に処分を要請し、平成30年2月中に処分内容の報告があったもの ※加重とは、処分事案としての処理が2回目以降となる場合です

迎えました。予選会から何度か経験 少し慣れてきた点も良い 会を

平成30年2月分 点数 0点 乗務記録の記録事項の不備 8点

슴計

2点

4点

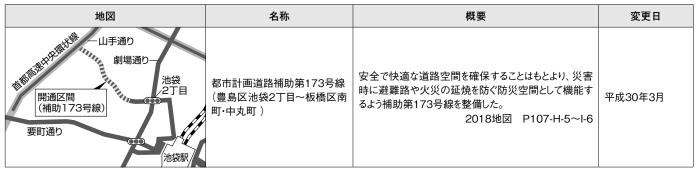
(件)

## 地理モニター報告の

## 【新施設】

地図	名称	概要	所在地	開始日
一鍛冶橋通り ホテルインター ゲート東京 京橋 新京橋 東銀座	ホテルインターゲート東京 京橋	~ ALL FOR TOMORROW ~ 最高の朝をお届けするホテルが 銀座線京橋駅・都営線宝町駅よ り徒歩1分の好立地に誕生。	中央区京橋3-7-8	平成30年4月

## 【道路・橋等】



薦することになっておりますの 《属団体の長がセンターに推 表彰の対象となる事業者は、 優良運転者表彰の表彰資格 2

れましたので、法個通算して表 間を通算して取扱うこととさ クシー運転者としての勤務期 ませんでした。 行)で、継続勤務期間は法人タ 今回の改正 (本年4月1日施

・一般表彰 ·20年表彰 ·10年表彰 30年表彰 過去30年 過去20年 過去10年 過去5年

> ては30年表彰を受賞して は20年表彰、特別表彰にあ

満たすことになります。

業務適正化特別措置法及び 1.の期間において、タクシー 特別表彰 過去40年

彰区分ごとの年数を勤務して いれば継続勤務期間の資格を

> 1. 基準日以前において、次の 期間を特別区・武三地区内の タクシー運転者として継続 基準日:当該表彰年の3月31日 して勤務していること。(法

※有資格者は、積極的にご自分 で確認を行い、申請をされる よう、お願いします。

年目から受賞可能に

優良運転者表彰(規程改正)

とに継続勤務期間及び無事故 優良運転者表彰は、表彰区分ご

東京タクシーセンターの行う

業者については、所属団体長が

(左記参照)をクリアしている事

積極的に推薦し、受賞されます

無違反等の期間が定められてお

ようお願いいたします。

●推薦期間:4月1日から5月 表彰の時期:原則として11月 末日まで

## |優良運転者表彰基準等 表彰区分

シー事業者の継続勤務期間に

ついて、特に一般表彰(5年)

受けられることになりました。 事業者でも一般表彰 (5年)を 正され、個人タクシー1年目の りますが、今般、表彰規程が改

従来の規定では、個人タク

·一般表彰 (5年表彰)

·20年表彰

·10年表彰

·30年表彰

表彰対象運転者の資格 特別表彰 (40年表彰)

間優良運転者表彰を受賞でき シー事業者になった者は5年 が必要であり、新たに個人タク として5年間の継続勤務期間 において、個人タクシー事業者

5

4. 接客態度が良好で他の模範 となる者であること ·30年表彰 過去7年

年表彰、30年表彰にあって 彰、20年表彰にあっては10 10年表彰にあっては 般表

期間に交通事故及び道路交 通法違反がないこと。 一般表彰 過去3年 10年表彰 過去3年

並びに「タクシー乗り場等適 関する評価規程」及び「個人 事業者の安全・サービス等に に定める事案の累積点数 案及び対象事案がないこと、 扱規程」に定める評価対象事 業者の指導及び苦情事案取 タクシー事業者団体評価規 正運営の推進に関する規程 **」並びに「個人タクシー事** 

2点以下であること。

基準日以前において、次

の法に基づく命令の規定に 違反する行為、「法人タクシー 道路運送法若しくはこれ